

## 奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 地域福祉に関して優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

### (任期)

第三条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

### (委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第八条 委員会の庶務は、福祉医療部地域福祉課において処理する。

### (その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。